

会 議 録

会議の名称	平成27年度第2回川越市環境審議会
開催日時	平成27年8月24日(月) 午後2時00分 開会 ・ 午後4時00分 閉会
開催場所	川越市役所7階 7AB 会室
議長(会長) 氏名	議長:福岡義隆(会長)
出席者(委員) 氏名(人数)	【1号委員】 ・吉敷賢一郎 ・長田雅基 ・三浦邦彦 ・桐野忠 ・中原秀文 ・川口啓介 ・笠原啓一 ・黒田泰江 ・小瀬博之 ・濱口恵子 ・福岡義隆 【2号委員】 ・上野攻 ・桑野潤 ・中原敏次 【3号委員】 ・石川千代子 ・関本幹雄 ・船津和信 ・横山三枝子 【4号委員】 ・永島裕久 (19名)
欠席者(委員) 氏名(人数)	【1号委員】 ・樋口直喜 【2号委員】 【3号委員】 ・鎌田政稔 ・鈴木美孝 ・竹内公文 【4号委員】 (4名)
事務局職員 氏名(職名)	環境部長:佐藤嘉晃 環境部副部長:新井律男(環境対策課長) 環境部参事:荻田芳信(収集管理課長)、小峰健治(環境施設課長) 課長:松本清一(資源循環推進課)、箕輪信一郎(環境政策課長) 産業廃棄物指導課:清水潤(副課長) 資源循環推進課:阿部秀樹(副主幹) 環境政策課:島崎淳一(副課長)、福田英一(副主幹)、依田光司(副主幹) 橋本光司(主査)、阿曾崇史(主査)、安保徹(主任) 伊藤雅浩(主任)、曾根靖人(主事)、渡邊祐子(主事)
傍聴人(人数)	なし
会議次第	1 開 会 2 委員紹介 3 議 題 (1)「(仮称)第三次川越市環境基本計画」について 4 その他 5 閉 会
配布資料	・次第 ・第11期川越市環境審議会委員名簿 ・資料1 環境目標の比較 ・資料2 第二次川越市環境基本計画と(仮称)第三次川越市環境基本計画の施策の比較について ・第二次川越市環境基本計画及び川越市緑の基本計画改定版における取組の「遅れ」等について

議事の経過	
発言者	議題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	定刻となりました。 このたび、委員のお一人について改選がございましたので、開会に先立ちまして、新しく川越市環境審議会委員にご就任いただいた方に、委嘱書を交付させていただきたいと存じます。 本来であれば、川合市長から交付させていただくところですが、あいにく、本日、市長は所用のため出席できませんので、佐藤環境部長より委嘱書をお渡ししたいと存じます。
環境部長	【佐藤環境部長より、委嘱書の交付】
事務局	それでは、平成27年度第2回川越市環境審議会を始めさせていただきます。 申し遅れましたが、私は本日司会を担当いたします、環境政策課副課長の島崎でございます。よろしくお願いいたします。 本日は、23名の委員さんの内、 19名の委員さんに御出席いただいております。出席者が過半数に達しておりますので、川越市環境審議会規則第3条第2項に基づき、会議が成立しておりますことをここに御報告申し上げます。 それでは、はじめに、福岡会長より一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	【挨拶】
事務局	議事に移る前に、新しく委員になられた永島委員さんより簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。永島委員さん、よろしくお願いいたします。
永島委員	【永島委員自己紹介】
事務局	ありがとうございました。 ここで、本日の提出資料の確認をさせていただきます。 ・会議次第 ・第11期川越市環境審議会委員名簿 ・資料1 環境目標の比較 ・資料2 第二次川越市環境基本計画と(仮称)第三次川越市環境基本計画の施策の比較について ・第二次川越市環境基本計画及び川越市緑の基本計画改定版における取組の「遅れ」等について (原案の差し替え) ・原案P. 13からP. 18(3枚) ・原案P. 51及びP. 52(1枚)

	・原案P. 93及びP. 94(1枚)
事務局	資料は、以上の8点でございます。 なお、総合計画の修正への対応、数値の修正等のため、本日、原案の差し替え用のページを5枚お配りしております。お手数ですが、お手元のパイプファイルの原案の同ページと差し替えていただきますようお願いいたします。 なお、当審議会の議事録につきましては、去る8月18日に開催いたしました第1回のもを含め、後日、市公式ホームページにて公開させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。 それでは、川越市環境審議会規則第2条第2項の規定に基づき、福岡会長に議長になっていただき議事を進めていただきたいと存じます。 福岡会長、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、ただいまから議長を務めさせていただきます。皆様の御協力をお願いいたします。 本日は、傍聴の希望者がいらっしゃいませんので、議題に入りたいと思います。 議題の『(1)「(仮称)第三次川越市環境基本計画」について』事務局よりお願いいたします。
事務局	【原案に基づき説明】
議長	何か、御質問などございますでしょうか。
委員	それぞれの施策の具体的取組をみますと、重点施策以外の施策も大事なものと伝わります。重点施策の指定理由について伺います。
事務局	重点施策は、(仮称)第三次川越市環境基本計画において、集中的、重点的に取り組んでいく施策を取りまとめたものです。これらの施策が実現に向かうことで、他の施策を含めた計画全体の推進力を高めたいと考えております。
委員	重点施策については、予算の面で割増されるということでしょうか。それとも、人員や期間の面で重点的に取り組むということでしょうか。
事務局	重点施策の全てについて多くの予算が確保できるということではありませんが、予算面も要素の一つとして重点施策を設定させていただきました。
委員	重点施策の「歴史的町並みの保存・整備」について、周辺地域の環境整備

	は、どのような計画でやっていくのかお伺いします。
事務局	具体的な内容につきましては、本日はまだ御説明しておりませんが、環境指標 5 で具体的な施策を展開しております。
委員	蔵造りの町並みや霞ヶ関地区では素晴らしい歴史あるまちや史跡が残っていますが、地域の歴史や史跡が大切にされていないと感じます。特に、古代の歴史を生かしてもらいたいと思います。
事務局	どうもありがとうございます。文化財の担当課と調整してよりよい計画ができるよう工夫してまいります。
委員	一般的に、人と環境は対比的な意味で使われていると読めますが、「望ましい環境像」における「環境」はどういうことを指しているのですか。
事務局	「望ましい環境像」における「環境」につきましては、各主体の協働のもとに、市街地周辺部では豊かな自然環境と共生し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、すべての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として環境、経済、社会のバランスが保たれ、市民一人ひとりが住みよいと感ずることができる環境、という意味が込められております。
委員	環境と経済とは、どちらが優先かという議論がありますが、ここでいう環境というのは、自然環境や地球環境といった意味合いで使ってらっしゃるのかなと思うのですが、そうであれば、「人と自然」や「人と地球」の方がスマートではないかという気がいたします。 また、環境目標 5 に「歴史と文化を生かし」という内容が出てきますが、そもそも、歴史的、文化的遺産を大切にする項目が環境基本計画になぜ入っているかお伺いいたします。
事務局	考え方といたしましては、川越市の特性を生かした計画を作ろうということで、川越市が他の市との違いとして特に重要な要素である歴史や文化を計画の対象に含めています。 環境の定義に関わってくると思いますが、環境は自然だけではなく、私たちが暮らしている川越の文化、歴史的な町並み等身の周りのものを含めたもの、という考え方もあります。そういう考え方により歴史や文化を計画の対象に含めています。
委員	環境という言葉は、広義にいろいろなことが言えるわけで、特徴と言えば特徴なのかもしれませんが、歴史文化遺産のみ大きく取り上げて行うという

	ところに違和感があります。 歴史や文化は、他の計画等で十分盛り込まれている気がいたしますので、全体的なバランスを考えますと何か少しバランスが崩れているような感じもいたします。これは意見として申し上げます。 4 5 ページの下から 2 行目、「自然環境的土地利用のバランスを保ちながら」という表現が出てまいります。今は、バランスが保たれているとお考えなのかどうかお伺いします。
事務局	現在、バランスが保たれているところもあれば、保たれていないところもあると認識しております。これは、今後の施策を展開していく上で、バランスを保ちながら展開していくことが必要だと考えております。
委員	三点お伺いします。第一点は、環境目標 1 で一番大切なところは、二酸化炭素排出削減だと思います。「市域における温室効果ガス排出量」の目標値は意欲的な目標が設定されていますが、これはこういった根拠で推算されていますか。 第二点は、環境目標 1 の「地球環境にやさしく」と「二酸化炭素排出の少ない」は共通している事項なので、「二酸化炭素排出の少ない環境にやさしく、豊かさを実感できるまち」として、「豊かさを実感できる」は、「まち」につづけた方がいいと思います。 第三点は、ごみの減量のところですが、最終処分場について詳しく御説明していただけたらと思います。
事務局	まず、「市域における温室効果ガス排出量」の目標値ですが、平成 2 5 年 3 月に発行した第二次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の中で、平成 3 2 年は、基準年度である平成 2 年、1 9 9 0 年に対し 2 5 パーセント削減という目標があります。長期的な展望として平成 6 2 年、2 0 5 0 年は基準年度に対して 8 0 パーセントの削減という目標がありまして、これに基づいて積算した数値です。 2 番目の環境目標の表現ですが、ここに限らず、全体を通して言葉の使い方や表現の仕方については、御審議いただいた結果を踏まえまして整理させていただきたいと考えております。
事務局	ごみの最終処分に関する取り組みについてですが、現在、焼却施設としましては、東清掃センターと資源化センターがあります。可燃ごみを焼却しますとその残さが年間 1 万トン発生します。その 1 万トンのうち、最終処分した量が、平成 2 6 年度は 2, 6 9 3 トンです。残りはリサイクルしております。残さの約 9 0 パーセントをリサイクルして最終処分量を 1, 0 0 0 トン以下にしようというのが「中間処理施設で発生した焼却残渣を最終処分場に埋立した量」の目標となっております。

	平成２２年度に資源化センターが稼働しましてからは、この目標を達成する予定ではありましたが、平成２３年の東日本大震災の関係で放射性物質が残さに含まれるようになりました。これによりまして、一部のリサイクル工場が受け入れを自粛している状況が現状も続いております。そのため、これを小畔の里クリーンセンターで全部埋め立ててしまいますと、今後５、６年程度でいっぱいになってしまいますので、現在、その分を民間の処分場を活用しまして延命化を図っているという状況です。 ただし、放射性物質の問題の関係がなくなれば、これは最大活用させていただこうと考えております。 ５８ページに「二期工事を含めた今後のあり方について検討します」という表現があります。現在、小畔の里クリーンセンターは一期工事のところに埋立をしており、二期工事ができる場所が残っておりますが、早期に二期工事をやっていくかどうかは、今後、さらに検討させていただきたいということです。
委員	５６ページの重点施策の中に家庭ごみの有料化というところがありまして、主婦としてはいろいろ気になるところですが、これは、「ごみの有料化の実現を推進します」ということで既に決まっていることなのではないでしょうか。ごみの有料化をこの計画の期間内に実施される予定があるかどうかをお聞きしたいと思います。
事務局	家庭ごみ等の有料化につきましては、川越市廃棄物減量等推進審議会でのあり方を諮問させていただき、去年の１１月に答申を受けたところです。ごみの排出抑制、資源化の促進、ごみ処理費用の負担の公平性の確保に一定の効果があると認められ、推進すべきという内容です。市といたしましては、この答申を踏まえ、家庭ごみ等の有料化について推進するという方向で検討を進めているところです。 ただし、この答申には条件がありまして、ごみの有料化は、市民の日常生活に大きな影響を与える施策ですので、実施につきましては、社会、経済情勢や市の廃棄物処理の状況等を踏まえて慎重に検討すべきとの要望もあります。具体的な実施年度は未定ですが、これは進めていくということで検討していきたいということです。
委員	川越市第四次総合計画の中で、魅力というものを強調しております。魅力もいろいろな魅力がありますが、その中でもやはり川越市の場合は、歴史文化が非常に重要な性格であると思います。歴史文化という川越市の特性を大事にし、私たちが誇りにしていくわけですが、その歴史文化の扱いが、弱いのではないかというような感じがしております。他の重点的な部分もありますが、川越市は歴史文化遺産都市だということをしっかりと考えていく必要があると思います。

事務局	ありがとうございます。歴史文化については非常に大事だという認識のもとに環境基本計画の対象として捉えさせていただきます。表現につきましては、今後、整理させていただきますが、具体的な施策の内容につきましては、環境目標５の施策のところで検討していただければと思います。７８ページ以降で歴史文化に関する具体的な取組を掲載しておりますので、その審議の時にさらに御意見を賜れればと思います。
委員	一つだけ、最後に意見を申し上げさせていただきます。環境基本計画の中で取り上げる歴史文化とは、文化財そのものを助成するものではなく、その文化財が存在する環境そのものを守り、その結果、その文化財が適正に残されるという意味で申し上げておりますので誤解のないようにしていただきたいと思います。
議長	おっしゃる通りだと思います。
委員	５１ページの目標で、たとえば、「単価契約品・共通消耗品の環境配慮商品購入率」の現状値、目標値がいずれも１００パーセントですが、もう１００パーセントとなっているようであれば、あえて目標に載せる必要はなく、これ以外に目標とすべき問題があるのではないかと思います。 また、５５ページの循環型社会の構築で、ごみの３Ｒという表現がありますが、３Ｒに「断る」というリフューズを加えた４Ｒもあると思います。あえて３Ｒとしたのはどういうことなのかお聞きしたいと思います。
事務局	おっしゃいますとおり、「単価契約品・共通消耗品の環境配慮商品購入率」の現状値は１００パーセントを達成しております。これは、１００パーセントであることから決して落とさないという市としての考え方を掲載してもいいのではないかという意見もありまして、１０年後も１００パーセントを目指すという意思の表れということであえて載せさせていただいております。 他の目標につきましては、関係各課と相談をいたしまして、より良い指標があるかどうかということを含めて検討してまいりたいと考えております。
委員	「エコチャレンジスクール認定率」も１００パーセントですが、これもそういう考えからですか。
事務局	おっしゃいますとおり、「エコチャレンジスクール認定率」も１００パーセントとなっております。こちらに関しましても、環境にやさしい学校づくりを目指すということで、決して数字を落とさないということを表現したい

	ということで同じようにあえて載せさせていただいたという意味合いがあります。
事務局	3 Rの表現について御説明させていただきます。御承知の方もいらっしゃるかと思いますが、当市におきましては、リフューズを含めた「3 R + 1 R」という形で計画を推進していた時期がありました。ただし、実際に市民の方、あるいは各関係機関の方から見たときに「+ 1 R」というのが非常にわかりにくいという部分がありました。リフューズに関しましては、発生抑制、リデュースの一部であるという部分もあります。国の各種方針における表現としては、すべて3 Rに統一されていることから、そのあたりを分かりやすく整理するため、川越市においても3 Rという表現で統一していこうということでこの表現となっているところです。
委員	ごみの有料化については、現在でもごみがでたらめに出ている状況から、慎重に考えていった方がいいのではないかと考えております。 5 6 ページの「市民協働の推進」に記載されている、かわごえ環境推進員制度の充実については非常に結構なことだと思います。これを充実させるために、私なりに考えた答えを申し上げます。 かわごえ環境推進員の仕事は、ごみゼロ運動とつばさ館の施設見学ですが、施設見学は、見学をしてそれで終わってしまう。見学してきたことに関して我々地域住民にフィードバックされていません。ですから、市にお願いしたいのは、施設見学の際にぜひ地域にフィードバックしてほしいとお伝えいただきたい。 また、かわごえ環境推進員設置要綱第7条で報酬を支払うということが書いてあります。その中に「活動の実績に応じて」というような文言を入れ、一年間の活動を報告させるといいかと思います。要綱の変更と、報告書の提出を義務づけさせることがかわごえ環境推進員制度を充実させるということだと思います。
事務局	家庭ごみ等の有料化につきましては、市民の方に経済的負担をかけることになりますので、市としては慎重に検討させていただきまして、今後進めてまいりたいと考えております。 かわごえ環境推進員につきましては、予算の範囲内で報償金を支給させていただいておりますので、可能な部分について検討させていただいて、より良いものにできればと考えております。
委員	いくつか、意見、感想としてお話しさせていただきます。 まず、環境目標1の「豊かさを実感できる」の「豊かさ」は、環境と対の関係になり、ブレーキをかける側になってしまう可能性もあります。基本計画として意味がないならばとってしまった方がいいかなというのが感想で

	す。答弁は要りません。 次に、46ページの下から2行目のところですが、バランスという言葉を使うと、非常に引っかかりが出てきます。土地利用については、計画的に進める、というような考え方をされた方がよろしいと思います。これも答弁は要りません。 次に、環境目標5の「歴史と文化」についてですが、環境基本計画にこういう言葉を入れるのはなかなか斬新でいいと思います。項目としては、環境アセスメントの関係ですと景観というのが、当然新しい項目として入ってきます。当然、これも入れるべきだと思いますが、景観を保全するという立場を前面に出した方がよろしいのかなと思います。 また、記述の関係で55ページの3Rについて、先ほどの御答弁にありましたように、「循環型社会形成推進基本法」のもとに3Rが定義されたと思います。そうであれば、循環型社会の構築という言葉ではなく、循環型社会の形成といった「循環型社会形成推進基本法」に合わせた用語が使われた方がすっきりするかなといった気がいたします。 もう一つ、56ページの「徹底を図るため、ごみ処理費用の負担の公平性の確保」という言葉がありますが、ごみの処理は、廃棄物処理法で市の事務ですので、ここであまり公平性は持ち出さない方がいいと思います。 一点だけ質問したいのですが、最終処分量について、1万トン出るうちの73パーセントがリサイクルということですが、このリサイクルは実際にどこへ持っていくのでしょうか。 事務局 川越市東清掃センターから焼却灰と飛灰というものが発生します。概量で年間2,500トン前後発生しますが、これはセメント原料に100パーセント利用しております。溶融施設のある資源化センターからは、焼却灰の代わりに溶融スラグというものが年間約4,000トン発生します。これにつきましては、アスファルト合剤として公共工事等で活用しております。その残りですが、やはり、セメント原料として使っております。 その他に、溶融不適物というものが発生しますが、当初計画では最終処分予定でしたが、溶融飛灰が放射性物質の関係でリサイクル工場へ排出できないため、リサイクル率を少しでも上げるように溶融できるものにつきましても民間のリサイクル工場の一部リサイクルを実施しております。 委員 四点伺います。まず、45ページの「望ましい環境像」は、すごく耳触りはいいのですが、具体的にあるべき姿とはどういうものかがはっきりしないので、市民としてこういうものができた場合、具体的にこういう世界がでできますよ、というものがあればわかりやすいものかと思います。回答は要りません。 次に、先ほどから出ておりますごみの減量化のところで、公平性という言葉は、強く違和感があります。公平性は、56ページ、57ページで2回重
--	--

	要課題のところで重点施策のところに出てくるので、いろいろ検討されることをお願いしたいと思います。 私が分からなかったのが、58ページの中間処理施設や最終処分のところで、これは、確かに全国で余力がないということが言われていますが、具体的に市民に現状を説明し、御協力ください、というような積極的な姿勢でいかれた方がいいと思います。 二酸化炭素の排出量削減について、国は原子力を稼働させて二酸化炭素の影響を変えようとしています、川越市は環境指標にある施策により目標を達成できるのですか。それぞれの取組は素晴らしいと思いますが、それぞれの取組の目標値を達成したところで、「望ましい環境像」が達成できるのかがはっきりしません。数字合わせだけの議論では、審議会で審議しても仕方ないと思いますのでよろしくお願いします。
事務局	ごみの有料化の部分での公平性の確保については、環境省が作成しております「一般廃棄物処理有料化の手引き」という冊子の中で、有料化の効果について、ごみの減量、資源化の促進、費用負担の公平性の確保、意識改革ということで位置づけられております。ごみの有料化については、川越市廃棄物減量等推進審議会で御説明申し上げまして、審議会の答申の中でもごみの減量、資源化の促進、費用負担の公平性の確保に一定の効果があると認められるという答申を受けておりますので、その内容を記載させていただいております。
事務局	58ページの中間処理施設の整備ということで、ハード面の事業関係ですが、掲載させていただきました。川越市廃棄物減量等推進審議会ではもう少し具体的な写真や内容についても細かく掲載しておりますが、これから、紙面の都合でこの部分の分量を増やすことは難しいのかなと思います。
議長	今の内容は、ホームページ等で具体的に見られるものですか。
事務局	市のホームページでは、施設のパンフレットや各廃棄物処理施設の廃棄物の定期的な測定結果を毎月更新し新しいデータを掲載しております。最終処分場である小畔の里クリーンセンターでは、現在の埋立率や埋立量も掲載しております。 施設見学のパンフレットがありますので、次回そのパンフレットを皆様にお配りします。
委員	57ページの「ふれあい収集の充実」や「個別回収等の収集方法について検討します」といった取組については待っていたのですが、ごみの有料化は困ります。ごみの有料化については、川越市廃棄物減量等推進審議会で審議されていますが、なるべく有料化にならないようにお願いしたいと思いま

	す。 つばさ館は、見学すれば環境や分別について考えることができますが、車のない人にとっては遠く感じます。シャトルバスも運行本数が少ないのでそのあたりを考えていただきたいと思います。
委員	他の委員さんからも質問がありましたが、具体的な取組によって、どれだけの効果が出るのかを見える形で考えていくべきと考えます。ただ数値を並べてそのあとに具体的な取組ですと、この数値が本当に達成できるのか疑問です。数値と施策とが結びつくような関係性づくりが必要ではないかと思います。これは意見として述べさせていただきます。 質問ですが、前回お話しした、第二次川越市環境基本計画の進捗状況における遅れの説明資料について、今回審議する目標１と目標２に関しては、この資料の中にないように思われますが、今のところ、遅れは生じていないと認識してよろしいか確認させていただきます。
事務局	第二次川越市環境基本計画の中で地球温暖化対策の推進は２３の施策があり、その中で遅れは、未着手を含めて３つありました。今回、委員の皆様に御提出させていただきました資料は、特にその遅れが大きく見えた部分を抽出させていただいたものです。
委員	遅れが大きく見えた部分を抽出したということは、それほど大きな影響がないものなのか、という認識で捉えてよろしいでしょうか。
事務局	補足して申し上げますと、今回の資料は、遅れや未着手の理由が明確にお示しできるものをお示しさせていただいたもので、他にもあります。大きな影響がないということではなく、やはり遅れているものは是正すべきものだと考えております。
委員	５１ページに「環境性能に優れた公用車の導入率」とありますが、環境性能に優れたというのは、どのような点で環境性能に優れているのでしょうか。
事務局	環境性能に優れた公用車ですが、こちらは、窒素酸化物等の大気汚染物質排出が少ない、又はまったく排出しない、燃費性能が優れている環境にやさしい自動車のことを指します。具体的には、先ほどの質問にありました燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド自動車などがあります。
委員	説明は分かりますが、イメージ的には分からない部分があります。例えば、ガソリン車でいえばリッター何キロ以上走る車を導入しますとか、電気自動車を何台導入しますという方が一般的にはわかりやすいのではないかと思います。

	います。これは意見です。 二つめですが、環境問題に関して市民や事業者への啓発や促進ということが大きな課題になると思います。ホームページへの掲載は費用がかからなくて一般的に見ていただけたと思いますが、年配の方や車に乗ることができない方、インターネットもできない方は、どこでどのように情報を得るのかというと、やはり一番身近なものは回覧板になるかと思います。促進や啓発といった市民に知っていただきたい情報に関しては、回覧板等で広く市民の方に周知していただく方がよろしいのではないかと思います。これも私の意見です。
委員	市民の方たちに広く啓発ということにつきましては、おっしゃる通りと思いますので、参考にさせていただきます。他に考えられるのは広報ですが、広報には市民の皆様にお伝えしたいことにつきましてはその都度大きく取り上げております。また、昨年の環境審議会で、前の期の委員さんからの御意見にもとづきまして毎月1回連載記事も掲載しております。機会を捉えて広く市民の皆様に関心が行き渡るように努力してまいります。
委員	環境目標は、あくまで環境基本計画の目標として書かれていますが、「させます」や「抑制します」とあり、やや行政目線という印象があります。かわごえアジェンダ21で市民や事業者、民間団体等が協働して行動するには目標を共有しにくい部分があります。市民全体が共有できるような目標であれば、行動しやすいかと思います。 目標の1と2は、どちらかというとマイナスの側面が強調されているため、もう少し、創造的な施策とか書き方はないかなと考えております。例えば、緑のカーテンのように何か別な行動を起こすことによって結果的に二酸化炭素排出を減らすなど、前向きでみんなで取り組みやすいような表現にしていきたいと思います。 ここまで様々な意見が出ましたが、数字的な根拠が明確でないと審議会として審議しにくいところがあります。例えば、「市域における温室効果ガス排出量」と「市役所における温室効果ガス排出量」の目標に向けた削減率が異なり、私たち市民や事業者は市よりも排出量を削減しなくてはならないのかと見えてしまいます。
議長	まだ御質問があるかと思いますが、時間となりましたので、質問は、次回環境目標の3以降を審議しますのでその際をお願いします。続きまして、次第の「4 その他」について、事務局から何かありますか。
事務局	特にございませ。次回は10月5日月曜日、時間は14時30分からで、場所は、北公民館です。御審議いただく内容は、環境目標3と4でございませ。その時に、パブリックコメントの結果について御報告させていただきます。

	す。
議長	それでは、これをもちまして議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。
事務局	それでは、閉会のことばを濱口副会長よりお願いいたします。
副会長	皆様長時間ありがとうございました。有意義な御意見をいろいろと頂戴しましたので、これをまとめたいと思います。そして、一つひとつ有意義なものとして作り上げていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。